

# 2025年度 大阪市課題別交渉に向けた要望

2025.12.10

部落解放同盟大阪府連合会

## 人権・文化

### 【部落差別事件への対応について】

1. 昨年5月に発生した大阪港湾局職員による部落差別発言事件をはじめ、不動産事業者による行政窓口への同和地区かどうかの照会、区役所の意見箱への差別的投書など、部落差別を含む人権侵害事象が引き続き発生している。これらの事案に対して、大阪市として実態を正確に把握し、なぜそのような行為が行われたのか、背景や原因追及を含めた事実確認を徹底することを強く求める。

### 【大阪市内の部落差別や人権侵害の実態について】

2. 大阪市が把握している部落差別事象の件数および具体的な内容を明らかにするとともに、市内(各区分)で受け付けている人権相談の件数および主な相談内容についても開示することを求める。

あわせて、相談を通じて把握された課題の内容と、それらがどの程度解決に至ったのか、その件数と対応状況についても明らかにすることを求める。

3. 2000 年の「同和問題の解決に向けた実態等調査(以下「実態調査」)では、生活・教育・就労などにおける課題や結婚差別の実態などがあきらかになり、実態調査をふまえ今日までの部落問題解決に大阪市としてとりくまれてきたと思われるが、当時から現在まで部落地域の実態がどのように変化したのかという評価が必要ではないか、そのためにも部落の実態調査について検討されたい。また、本年は市民を対象とした人権問題に関する意識調査の実施年にあたるが、具体的な実施内容を明らかにされるとともに調査項目の策定にあたっては、経年比較等が可能となるよう配慮されたい。さらには同和問題に関する有識者会議や人権推進審議会などの関係機関、ならびに同和問題に携わる専門家の意見を反映させることを求める。そして、市民意識調査同様に大阪市職員への意識調査についても実施されたい。

### 【部落差別解消法をはじめとした人権に関する法律を踏まえ、条例改正や人権啓発活動について】

4. 近年、不動産会社による同和地区への問い合わせ、市民による行政窓口での部落差別発言、部落差別を助長する投書などが起きている。これらの事象は、部落差別が依然として社会に存在していることを示すものであり、人権啓発の強化が必要である。他市町村では、長年改正されていなかった人権条例が、「部落差別解消推進法」など國の人権関連法を踏まえて見直されている。大阪市においても、現在の社会状況を条例に反映し、人権条例の改正を検討することを求める。

5. 大阪市人権啓発推進員について、各区の町会で数名の推進員が任命され従事されているとおもわれるが、選任された人権啓発推進員のなかには区役所での連絡会において、「人権啓発推進員は必要なのか」「在日や部落の差別が今はいのでは」という声があった。人権啓発推進員の立場として、人権についての認識に欠けるとおもわれる発言であるが大阪市としての見解を示されたい。また、大阪市人権啓発推進員は充て職になっていないか、人権啓発推進員として、人権感覚が育まれることと、地域に人権啓発が展開されるしくみを構築されたい。

## 【インターネット上の差別事件への対応について】

6. 示現舎や神奈川県人権啓発センター名義のアカウント、YouTube・X(旧 Twitter)・個人サイト等において、同和地区の識別情報を掲示する鳥取ループをはじめ、同和地区を晒すネットユーザーが増加している。2018年12月の法務省依命通知では、ネット上の同和地区に関する識別情報の掲示は、それ自体が人権侵害のおそれがある高く、違法性がある行為であり、目的の如何を問わず削除要請の対象となるとの考えが示されている。さらに、2023年6月28日の「全国部落調査」復刻版出版事件に関する東京高等裁判所判決では、示現舎に対し、被差別部落地名リストの出版禁止およびネット上の削除を命じており、2024年12月には審理が結審している。これらを踏まえ、大阪市として、拡散が続くネット上の差別情報に対し、啓発・相談体制の強化、実態把握、関連機関との連携を進める取組を求める。
7. 『全国部落調査』復刻版出版差止裁判の東京高裁判決において、憲法13条(幸福追求権)と14条1項(法の下の平等)から「差別されない権利」が認められたが、大阪市としてこの司法判断をどのように受け止め、今後の人権施策にどう反映させるのか、については大阪市に対し、以下の点について明確な見解を示すよう求める。
- ①本判決が示した「差別されない権利」を大阪市はどのように評価するのか。
  - ②この司法判断を、人権条例、人権施策、相談・救済の運用にどのように反映するのか。
  - ③とくにネット上の差別問題への対処方針に、判決の判断をどう位置づけるのか。
8. 大阪府においては、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されるとともに、インターネット上の誹謗中傷・トラブルに対応する相談窓口「ネットハーモニー」が開設されるなど、ネット上の差別への対応が進められている。一方で、大阪市においても、今年8月にネット上の差別に関するモニタリングが実施されるなど、一定の取組が進んでいる。しかし、単発的な取組にとどまらず、継続的なモニタリング体制の構築、相談・削除要請に対応できる専門的体制、そして市としての法的根拠づけが不可欠である。差別の拡散スピードや手法が高度化するなかで、市が主体的に果たすべき役割はさらに大きくなっている。については、大阪市に対し、
- ①ネット上の差別に対応する市独自の条例の制定。
  - ②相談・支援体制の強化、モニタリングの継続的・制度的な実施。
  - ③削除要請や関係機関との連携体制の強化。
- など、体系的な対策の構築を検討し、市として果たすべき責務を明確にすることを求める。
9. 「インターネット上の差別書き込み」に対するモニタリング(監視)について、大阪市では本年度8月より実施しているが、その結果について、現時点で市として具体的な情報が公表されていない。とくに、同和地区を対象とした部落の識別情報の掲示は、重大な人権侵害に直結する問題であり、その件数や対応状況を明らかにすることは、市の人権施策の透明性を確保するうえでも不可欠である。については大阪市に対し、
- ①これまでに確認された部落の識別情報の掲示件数、
  - ②削除要請を行った件数およびその結果、
  - ③その他把握している差別書き込みの概要、
- など、モニタリングによって得られた情報を明示することを求める。

10. 本年 4 月より「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、誹謗中傷の投稿に対して削除請求があつた場合、プラットフォーム事業者は 7 日以内に対応の可否を判断し、その結果を請求者に通知する義務が課されることとなつた。また、大規模なプラットフォーム事業者については、削除基準の公表および削除対応状況の公表が義務付けられている。このような法制度の施行を踏まえ、市においても法の趣旨を市民に対して徹底的に周知・啓発するとともに、誹謗中傷に関する相談が市民から寄せられた場合には、市民による削除請求の支援に加え、市としても削除請求を行うことができないか検討されたい。

また、インターネット上における差別的書き込みが増加している現状を踏まえ、市民への通報方法を周知することは、差別の抑止や間接的なモニタリングにつながる有効な手段である。

過去には、差別的な落書きが多発した際に、市政だよりや区の広報紙、公共施設(特にトイレなど)を活用し、発見時の連絡先を掲載した記事やステッカー等による広報が行われた経緯がある。

こうした取り組みを参考に、インターネット上の差別的書き込みに対しても、大阪市ホームページの情報発信にとどまらず、より踏み込んだ広報活動が求められる。差別落書きへの対応を上回る広報の実施について、大阪市としての見解を示されたい。

#### 【戸籍不正取得の対応と本人登録型通知制度について】

11. 近年、行政書士による戸籍の不正取得事案が発生している。これは個人の重大な権利侵害であり、差別的目的による身元調査やプライバシー侵害につながるおそれがある重大な問題である。このような不正取得を防止するために、大阪市としてどのような対策を講じているのか、具体的に示されたい。あわせて、不正取得が発覚した場合における市の対応方針、関係機関との連携、再発防止策についても示されたい。

12. 戸籍の不正取得が判明した場合には、当該区の人権担当部署等と連携し、被害告知に際しては、事前に当該区の人権担当に情報を共有することが重要である。

また、被害者が区に相談に来訪した場合において、区の人権担当が適切に対応できるよう、必要な情報共有と体制整備が求められる。こうした対応が確実に行われるよう、大阪市として「被害告知の実施要領」に、区の人権担当との連携および情報共有の在り方について明記されたい。

13. 本人登録型通知制度について、区ごとの登録状況を明らかにされたい。

14. 「市政だより」「区政だより」を活用し登録型本人通知制度を周知されたい。また、区役所の戸籍住民票取扱い窓口の掲示板を活用した登録型本人通知制度の紹介と登録勧奨をされたい。

#### 【人権相談窓口や職員の人権研修について】

15. 大阪市人権啓発相談センターや各区役所等における人権相談について、市民が気軽に相談できること、また窓口が分かり易いのか状況を示されたい。また、相談を受ける機関について、民間の隣保館は人権相談を受ける体制づくりができているが、市民が相談に来る機会が多い地域包括支援センターや社会福祉協議会などの施設・相談機関においても人権相談が受けられるような体制整備を構築されたい。また、各機関において、生活・福祉・就労などの相談等から人権相談に関わる内容をキャッチできるよう、職員への人権研修を促されたい。
16. 大阪港湾局の部落差別発言事件を踏まえ、港湾局の職員研修の強化をはじめ、職員の意識調査を実施したうえでの研修計画をたてること、さらにフィールドワーク等による当事者の声を聴く研修を盛り込むよう求め る。
17. 24区の人権窓口を示されるとともに、当該区で発生した差別事件に対応するための人権研修状況についてあきらかにされたい。

#### 【ヘイトスピーチについて】

18. 本年 1 月に大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表が報道発表なされたが、公表となった事案は 2016 年に申し出があった案件であり、法律的な観点も踏まえ審査には時間が要することは一定理解できるが、公表されるまでに 5 年以上かかっており、本条例の効力が十分に活かされていないとおもわれる。本条例が効果的に発揮されるよう、審査時間を短縮することなど運用方法について検討されたい。